

柏市仕送り制度（柏市ケアリーバー等支援給付型奨学金） 募集要項

1 給付対象者

柏市内の児童養護施設等に在籍していた方（ケアリーバー）で、大学等に進学した方

※児童養護施設等とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームを指します。

2 給付要件

- (1) 児童養護施設等を退所していること
- (2) 国（日本学生支援機構）の給付奨学金の受給者であること
- (3) 本奨学金を受給している期間は柏市内に居住すること
- (4) 独立生計者であること

3 対象となる進学先

国（日本学生支援機構）奨学金の対象校として確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校（４年・５年）、専門学校

対象校については次の URL 又は二次元コードから御確認ください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



4 給付額

月額 4 万 5 千円

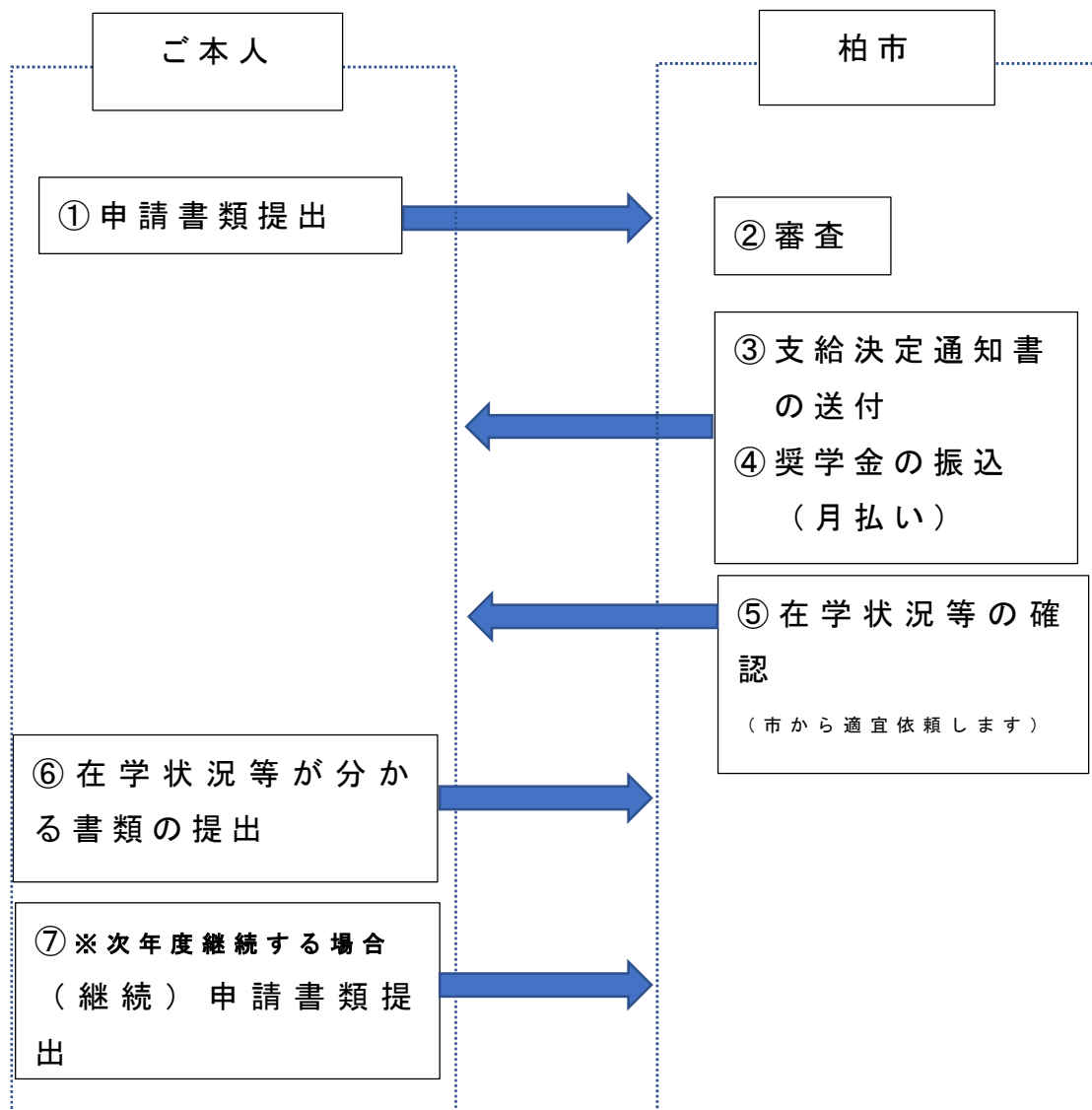
5 他の奨学金との併用

他の奨学金を申請していても、本制度による奨学金を受けることができます。

他の奨学金の受給の可否については、各実施機関にお問い合わせください。

6 手続きの流れ

- ・ 4～6月末までの申請分は、遡り4月分から支給します。
- ・ 7月以降の申請分は、申請月から支給します。



「①申請書類提出」について

申請者の支給要件によって必要書類が異なるため、必ず事前にお電話等で相談の上、必要書類の案内を受けてください。なお、申請する際はご本人が窓口で直接お手続きください。

【提出書類】

- ・ 柏市ケアリーバー等支援給付型奨学金支給申請書（様式有り）

【窓口で提示する書類】

- ・ 国（日本学生支援機構）の給付奨学金を受給していることが分かるもの（奨学生証等）
- ・ 「千葉県児童養護施設等退所者に対する奨学金」の受給者であることが分かるもの（選定通知書等）※受給者のみ
- ・ ケアリーバーであることの確認書（様式有り）

※県奨学金の受給者は提示不要

- ・ 在学が確認できるもの（入学許可証，在学証明書，学生証等）
- ・ 独立生計者であることがわかるもの（住宅の賃貸契約書）
- ・ その他市が必要とする書類
- ・ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード，被保険者証，学生証等）
- ・ 奨学金の振込を希望する口座の通帳又はキャッシュカード

「②審査」について

審査の際に柏市に在住しているかを住民基本台帳により確認させていただきます。

審査において、児童養護施設等に対し、申請者の在籍状況について確認する場合があります。

「⑥在学状況等が分かる書類の提出」の提出について

市から適宜依頼しますので以下の書類を提出してください。なお、特段の理由なく期限内に提出がない場合は支給を停止します。

- ・ 在学証明書（原本）
- ・ 国（日本学生支援機構）が発行する給付証明書（原本）

- ・その他市が求める書類

「⑦（継続）申請書類提出」について

次年度の給付型奨学金を申請する場合は、次年度の6月末日までに以下の書類を提出してください。なお、申請する際はご本人がお手続きください。

※手続きが完了次第、4月分から遡り支給します。

※国（日本学生支援機構）給付奨学金の振込を確認した後の支給となるため、5月以降の支給となる可能性があります。

【提出書類】

- ・柏市ケアリーバー等支援給付型奨学金支給申請書（継続用）（様式あり）

【窓口で提示する書類】

- ・在学証明書
- ・申請する年度の国（日本学生支援機構）給付奨学金（4月分）が振り込まれたことが分かる書類（通帳等）
- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）
- ・奨学金の振込を希望する口座の通帳又はキャッシュカード

7 定期報告

毎月奨学金の支給前に、市からご本人に電話やメール等で連絡しますので、以下について報告してください。報告がない場合、奨学金は振り込まれません。

- ・大学等の修学状況
- ・国（日本学生支援機構）の給付奨学金の受給状況

8 変更届について

次の事項に該当することが判明した時点で市に電話連絡してください。その後速やかに変更届（様式有り）を提出してください。

- ・国（日本学生支援機構）から給付奨学金に関して警告又は停止の通知を受けたとき

- ・氏名を変更したとき
- ・住所を変更したとき
- ・連絡先（電話番号，メールアドレス）を変更したとき
- ・転学したとき

9 支給停止

次の場合は奨学金の支給を停止します。

- ・国（日本学生支援機構）の給付奨学金が停止されたとき
- ・3ページ「⑥在学状況等が分かる書類の提出」の提出について」に記載している書類の提出を行わないとき
- ・4ページ「7 定期報告」に記載している報告を行わないとき

10 支給取消

次の場合は奨学金を取り消します。

- ・国（日本学生支援機構）の給付奨学金が取り消されたとき
- ・独立生計者でなくなったとき
- ・特段の事情なく柏市外に転居したとき
- ・本人が偽りその他不正の手段により決定を受けたと認められたとき

11 注意事項

支給決定を受けた方が，偽りその他不正の手段により受給した場合は，給付した奨学金の返還を求めます。

担当（問い合わせ・申請先）

柏市教育委員会 学校教育課 企画担当
 〒277-8503 柏市大島田4番地1 沼南庁舎（2階）
 （電話）04-7190-5779
 （窓口・電話受付時間）8:30～17:15

※土日祝日，年末年始を除く